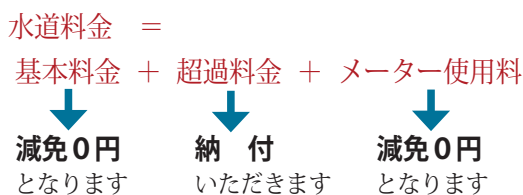




おしらせ

水道料金の基本料金と  
メーター使用料(7月請求分)  
を減免します

新型コロナウイルス感染症がご家庭や事業所に経済的な影響をもたらしている状況を踏まえ、町民の生活や事業所などの営業活動を支援するため、令和2年7月請求分に限り、水道料金の基本料金とメーター使用料を減免します。(ただし、超過分の水道料金と通常の下水道料金は納付していただきます)  
**支援内容** 水道料金(上水道・秋畑・那須簡水)の基本料金とメーター使用料を減免(7月請求分)



(注)①水量が20m<sup>3</sup>を超えた場合には、超過料金が発生し、超過分を納付していただきます。  
②下水道料金は減免の対象外です。  
③水道料金には消費税が別途かかります。

**減免対象** 令和2年7月請求分(4月中旬～6月中旬までの検針による水道使用分)

**対象者** すべての給水契約者(一般家庭および事業者)

**申請手続** 今回の減免措置については、申請手続は不要です。

**減免対象外** 下水道料金、臨時用や私設消火栓の水道料金など

**問合せ先** 町水道課業務係(☎内線220・221)

環境保健協会からの  
おしらせ

6月は県の廃棄物適正処理推進強化月間です。不法投棄に注意しましょう!不法投棄を見かけたら、早めの通報にご協力をお願いします。

《通報先》▼群馬県廃棄物110番 ☎0120・81・5324

▼西部環境森林事務所廃棄物係 ☎027・323・5530

**問合せ先** 住民課環境係(☎内線269)

児童手当制度の  
「あんない

**対象児童** 原則、日本国内に住所を有し、15歳になった後、最初の3月31日(中学校卒業)までの児童

手当(月額)

区分	所得制限 限度額未満	所得制限 以上
3歳未満	15,000円	
3歳以上 小学校修了前 (第1・2子)	10,000円	
3歳以上 小学校修了前 (第3子以降)	5,000円	
中学生 (一律)	10,000円	

※第3子以降の算定方法

受給者が養育している児童で、18歳到達後の最初の3月31日までの間にいる児童の中で数えます。受給者の所得が所得制限限度額以上であった場合や第3子以降が中学生であった場合は適用されません。

児童手当所得制限限度額

(扶養親族等の数↓所得制限限度額)

- ▼0人 ↓ 622万円
- ▼1人 ↓ 660万円
- ▼2人 ↓ 698万円
- ▼3人 ↓ 736万円
- ▼4人 ↓ 774万円
- ▼5人 ↓ 812万円



支払月(手当支払対象の月)

6月(2～5月分)、10月(6～9月分)、2月(10～1月分)  
**児童手当の手続きは原則15日以内**に行ってください。

出生、転入などにより受給資格が生じた場合は、請求月の翌月分からの支給となります。公務員は勤務先から支給されますので、公務員になった場合・公務員でなくなった場合は、町と勤務先へ届出をしてください。

必要な添付書類等

請求者名義の健康保険証、請求者名義の預貯金通帳、印章、その他必要に応じた書類 ※認定請求書には請求者等のマイナンバーが必要です。

児童手当の現況届を忘れずに!

児童手当を受給している人は、毎年6月に「現況届」を提出していただく必要があります。該当する人には、6月上旬に町が通知しますので、忘れずに届出をしてください。この届出がないと、6月分以降の手当が受けられなくなりま

すのでご注意ください。

**問合せ先** にこにこ甘楽 町健康課福祉係(☎内線602・603)